

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会
第2回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和5年8月3日(木) 13時58分～16時51分					
開催状況	公益 代表委員	出席2人	労働者 代表委員	出席2人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 中央最低賃金審議会会長の説明動画視聴について 2 栃木県最低賃金の金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 中央最低賃金審議会会長の説明動画視聴について 中央最低賃金審議会会長代理から、令和5年7月28日に示された令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申について、その内容及び趣旨の説明動画を視聴した。</p> <p>2 栃木県最低賃金の金額改定について はじめに、前回の結論を共有した後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。</p> <p>【労働者側】 <主張の概要> 消費者物価指数の上昇を前提とした議論を行いこれを補わなければ賃金は実質的にはマイナスである、令和5年度賃金改定状況調査結果第4表の賃金改定率は承知しているが金額的に見ればすでに1000円を超えている点を見逃してはならない、県内の倒産・休廃業・解散があることは承知しているが最賃引き上げとの因果関係は認められない等の主張がなされた。</p> <p><金額提示> ①57円引き上げ(栃木県特定最低賃金額の最低額970円との差額を参考にしたもの) ②54円引き上げ(旧Bランク都道府県最低賃金額の単純平均値である927円と栃木県最低賃金913円の差額14円に、今回のBランク目安額40円を加えたもの) ③51円引き上げ(現Bランク都道府県最低賃金額の単純平均値である902円と栃木県最低賃金913円の差額である11円を確保したまま、今回のBランク目安額40円を加えたもの)</p> <p>【使用者側】 <主張の概要> エネルギーや資材の高騰が続いており企業物価指数も参考にすべき、個人消費者を相手に行っている業種は特に価格転嫁が進まない現状がある、最低賃金を引き上げる場合にはそれ以上に売り上げを確保しなければならないという視点も重要である、民間調査会社の調べによると「黒字企業の休廃業・解散」も一定程度ある等の主張がなされ</p>						

た。

＜金額提示＞

- ①23 円引き上げ（令和5年度賃金改定状況調査結果第4表③の一般・B ランク・産業計の賃金上昇率2.5%を現行913 円にかけたものを四捨五入したもの）
- ②26 円引き上げ（令和5年度賃金改定状況調査結果第4表①の女・B ランク・宿泊業・飲食サービス業の賃金上昇率 2.85%を現行 913 円にかけたものを四捨五入したもの）
- ③29 円引き上げ（令和5年度賃金改定状況調査結果第4表③のパート・B ランク・宿泊業・飲食サービス業の賃金上昇率3.1%を現行913 円にかけたものを四捨五入し、一定譲歩して1 円を足したもの）

3 その他

労使ともこの日にこれ以上の金額提示は難しいとの主張があったことから、議論は次回以降に持ち越しとなった。

専門部会の日程として、第3回を8月7日（月）13時30分～開催することを確認した。

本審の日程として、第3回を8月7日（月）16時～、第4回を8月23日（火）10時～、開催することを確認した。

なお、開催日程はあくまで予定であり、審議状況により変更はある。